

ひとり親家庭等
医療費支給制度

対 象

- ① 母子家庭の母とその児童
- ② 父子家庭の父とその児童
- ③ 父母のいない児童とその養育者
- ④ 父または母に一定の障害がある児童とそれを監護する母または父

母子家庭や父子家庭、または親がいないため親に代わって子どもを育てている養育者家庭などのみなさんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費が申請に基づき支給される制度です。※所得制限があります。

児童扶養手当制度

児童扶養手当は、つぎのいずれかに該当する児童を養育している父、母、または養育者に支給されます。

手当の金額

子どもの人数	月額 (全部支給)	月額 (一部支給)
1人	41,550円	41,540円～9,810円
2人	46,550円	(41,540円～9,810円) +5,000円
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※手当月額は、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定します。一定の所得制限があり、支給停止になることもあります。

※児童扶養手当を受給して5年を経過してる場合などは、手当が2分の1減額される場合があります。

対 象

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に一定の障害がある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童(父親が支給対象者となるには、児童を監護し生計が同一であることが条件となります)
- ⑤ そのほか、未婚で生まれた児童や父または母が1年以上育児放棄している児童など

※児童とは、18歳に達した年度末日までの人です(一定の障害がある児童については20歳未満)。

特別児童扶養
手当制度

手当の金額

	金額(月額)
1級	50,550円
2級	30,670円

身体などに一定の障害のある20歳未満の児童を育てている人に支給されます。ただし、施設に入所している児童や障害を支給事由とする年金を受給している児童は除きます。

埼玉県に避難されている人へ
借上げ住宅入居申込みのお知らせ

埼玉県では、東日本大震災の避難者を対象に民間賃貸住宅を借上げ提供します。詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。埼玉県住宅課または市建築指導課にお問い合わせください。

募集期間 8月31日(水)まで(土曜、日曜日は除く)

問 合 せ 埼玉県都市整備部住宅管理課 ☎048(830)5573、5562、5563

ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kariage.html>)

幸手市建設経済部建築指導課 ☎(43)1111内線573

ばんきアップ 大作戦!

いきいきクラブ教室 参加者募集

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8438・FAX(40)3008

介護が必要になる原因で多いのは、脳血管疾患ですが、つぎに認知症や衰弱、関節疾患、骨折・転倒などもあげられます。心身の機能は使わなければ低下していく一方です。

この教室では、簡単な筋力トレーニングやストレッチング、有酸素運動を楽しく実践するとともに、栄養バランスや口腔機能(唾液分泌の大切さや飲み込む機能のしくみなど)も学習することができます。また、これらは“健康な脳”を保つことにもつながります。

さあ、みなさん、元気なうちから介護予防をはじめましょう!

簡単な運動&栄養改善
&口腔ケア実践など盛りだくさんの内容です



と き 9月13日から11月29日までの毎週火曜日(全12回)

ところ ウェルス幸手

対 象 市内在住の65歳以上の人で、初めて参加する人優先

定 員 20人(申込み順)

参加費 無料

内 容 ①音楽に合わせて楽しい運動(簡身体力アップ)毎週火曜日午前10時~11時30分
※②③の日を除く。

②栄養改善講座・脳トレミニ講座(10月11日、講話&調理)午前10時~午後0時30分

③口腔講座・脳トレミニ講座(11月1日、講話&ケア実践)午前10時~11時30分

持ち物 室内用運動靴、汗拭タオル、飲み物

※②の日は併せてエプロン、三角きん、布きん2枚、ご飯(1食分)、筆記用具。

申込み 8月30日(火)までに印鑑持参で介護福祉課へ

※健康チェックアンケートがあります。

※土曜、日曜、祝日は除きます。

人権それは愛

人権尊重社会を

築いていきましょう

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です



自分自身を振り返ってみ
たとき、人を何気なく傷つ
けたり、仲間はうれにした
ことはありませんか。
そのような人権に関する
問題は、自分では気づかず
にいるだけで、意外に身近
なところにあります。人は
一人ひとりの顔や体型が違
うように、性格や考え方が
それぞれ違っていても、そ
れぞれ違う人間として生

その違いをお互いに認め
合い、尊重することが大切
なことなのです。
人権尊重社会の実現は、
世界共通の願いです。
私たちが生きていくとき
に大切なもの、それはお互
いの人権を尊重しあうこと
です。
人権とは、だれもが、幸せ
な生活をするために、生ま
れながら持っている権利
のことです。
私たちが、家族や友達を
大切にするように、ほかの
人の人権を尊重し、その思
いがもつとたくさんの人に
広がると、だれもが明るく
楽しい生活ができる社会を
築くことができるのではな
いでしょうか。

「人権問題といとなんだか
難しそうで、よくわからない」
「私は差別をしないから、関係ない」

という人がいます

